

第32号



山口浜屋税理士法人
東京都日野市豊田4-14-14
TEL042-586-9050



昭和記念公園にて 職員（白子）撮影

続・新しい資本主義に求められるもの

初めていく場所を確認したり、相続で土地の評価をするとき、グーグルマップを利用することがあります。所在地を入力するとパソコンやスマホで対象の建物や土地を見ることができ、ワンタッチで高度を下げたり（拡大したり）高度を上げたり（縮小したり）できて、とても便利です。

ところで、マップ上でどんどん高度を上げていくとどうなるのでしょうか。見えていた対象物はすぐに点となって見えなくなり、やがては日本列島全体が見えてきます。さらにそこから高度をあげていくと、最後は地球の輪郭までもが映し出されます。

日常生活の中では、それほど高度を上げた画像をみる必要に迫られることは少ないかもしれませんが、ときには能動的にカメラを引いてもっと広い範囲を見渡したり、別の場所の異なる対象を見ることで、改めて見えてくる物事もありそうです。

内閣府が設置した「新しい資本主義の実現会議」は、去る6月に新しい資本主義のブランドデザインと工程表を発表しました。そこでは、新しい資本主義を実現する上での三つの考え方(※1)や、今後の重点的に投資する対象(※2)、社会的課題を解決する経済社会のシステムの構築についてとりあげています。

(※1 ①分配や目詰まりを解消し、更なる成長を実現、②技術革新に併せた官民連携で成長力を確保、③民間も公的役割を担う社会を実現)

(※2 人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの重点投資、スタートアップ起業加速及びオープンイノベーションの推進など)

この提言が人への投資や科学技術への投資を重視する点などは望ましい方向だと思いますが、具体的に何にいくら投資しようとしているかが明確ではないと感じました。

個人が何かに時間やお金を使えば、他の事に使っていれば得られたはずの満足感は得られないこととなります。これは主体が国や自治体の場合であっても同じで、支出先や金額によって便益を受ける人や、満足感は異なります。

従って、国や自治体を持っている人・モノ・お金といった資源をどこに振り向けるかを決める際には、地域や世代を鳥瞰する視点が求められます。便益を受ける国民の立場

からすると、「政策を実現したときの背後にいる受益者は誰か」に目を向けることが必要でしょう。

また、ガイドラインには「いかにして目標を達成するか」についての記述が少ないようです。

新しい資本主義実現に向けた枠組みについて提案された経済財政運営の仕組みのなかで、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の枠組みを堅持する」という短い記述がありましたが、大切なのはその内容と規模の議論でしょう。スローガンを鵜呑みにすることなく、提言の観察する対象がどこまで及んでいるのか、歴史的な経緯を踏まえているかどうかについても注意したいものです。



歴史を振り返ってみると、個人や企業が自分で生産手段を保有して自由に財やサービスを作り出す資本主義のシステムは、社会全体の利益を増大させることに寄与してきました。一方、生産手段を公有していた社会主義体制が1980年代後半に崩壊したことで、資本主義は社会主義という、ある種の「良きライバル」を失ったようにも感じられます。

経済学者のブランコ・ミラノビッチは、「資本主義だけ残った」(みすず書房 2021

年)の中で、資本主義を米国に代表される「リベラル能力資本主義」と中国に代表される「政治的資本主義」二つに区分しました。そして、現在両者は激しく対立しているが、どちらもグローバル化した資本主義の申し子であり、弱者を食物にしてきた点では大した変わりがない、と指摘しています。

これからの資本主義は不平等と腐敗を克服できるのでしょうか。ミラノビッチは、資本主義の進歩をチェックする最も重要な二つの目安として、「富と資本所得の集中が減少しているかどうか」「世代間の所得の移動性が改善しつつあるかどうか」を掲げています(P.257)。こうした具体的な指標に加えて、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的な価値の重要性について再認識することが、この問いに答えるために求められているでしょう。(浩)



【新しい資本主義実現会議】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

適格請求書（インボイス）登録事例のご紹介

前号（第31号）において、適格請求書（インボイス）の概要や登録要否の判断を説明しました。WAYと「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書を併せてご案内したところ、お客様から予想を超えるお問い合わせがあり、関心の高さを伺えました。現在、私共のお客様のうち、3割を超える方の検討が終わっております。今号では、私共で関与した業種ごとのインボイスの登録検討事例を幾つかご紹介します。

【不動産賃貸業の場合】

○登録したケース

複数の事務所や店舗の賃貸を営んでいるA様。元々、消費税の納税義務者であり、簡易課税制度を選択していました。不動産賃貸契約書に不足しているインボイスの要件（例えば、インボイスの登録番号や消費税率、消費税額）を追加で通知するのみで、消費税の計算も従来と変わらないことから、インボイスの登録をしました。

○登録しなかったケース

アパート1棟とその附属駐車場の賃貸を営んでいるB様。アパートの賃貸収入は非課税であり、附属駐車場の収入は毎年100万円程度でした。附属駐車場の契約者の中には、会社や個人事業者等の事業者が

いました。インボイスを登録して消費税を納税するより、事業者からの値引き交渉に対応の方が得であると考えて、インボイスの登録を見送りました。

【製造業の場合】

○登録したケース

製造業を営んでいるC様。元々、消費税の納税義務者であり、簡易課税制度を選択していました。得意先も消費税の納税義務者であることから、インボイスの登録をしました。

【農業の場合】

○登録しなかったケース

農業と不動産賃貸業を営んでいるD様。消費税の課税売上高が毎年1,000万円前後で推移しているため、納税義務者になる年とならない年があります。

不動産賃貸業の得意先には消費税の納税義務者もいましたが、農業の得意先は一般消費者のみであること、及びインボイスの登録をした場合には課税売上高が1,000万円以下となっても消費税の納税義務者となってしまうことの負担を考え、インボイスの登録を見送りました。

【サービス業の場合】

○登録しなかったケース

サービス業を営んでいるE様。消費税の課税売上高が毎

年1,000万円前後で推移しているため、納税義務者になる年とならない年があります。

納税義務者である得意先からの価格交渉に応じた場合の売上減少額と、課税売上高が1,000万円以下となった場合における消費税の負担額とを比較検討し、課税売上高が1,000万円以下となった場合に免税事業者となれる方が有利との結論に達したため、インボイスの登録を見送りました。



毎年継続して消費税の納税義務者になる場合は、ほとんどの方がインボイスを登録しております。また、消費税の課税売上高が5,000万円以下であれば、簡易課税制度を選択し、消費税の計算も影響がなく、登録による追加手続きも少ないので、とりあえず登録される方もいらっしゃいます。今後は、インボイスの手続きや計算の簡便さから、原則的な計算方法ではなく、消費税の納税額が少し増えても簡易課税制度を選択される方が多くなるかもしれません。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。検討をご希望の方は当事務所までご相談ください。

（佐々木・牧）

確定申告のご案内

- 初めて当法人に依頼する方
 - 建物を建てた・買った方
 - 土地・建物を売却した方
- ⇒年内にお知らせください！

特に、初めてご依頼の方で1月以降にお申出の方は、業務の状況によりお引き受けできないことがあります。品質確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

年末年始休業のご案内

当法人の年末年始の営業期間は以下のとおりです。予めご了承くださいませ。

12							DECEMBER 2022
日	月	火	水	木	金	土	
27	28	29	30	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
1	2	3	4	5	6	7	

大掃除のみ 年末年始休業
平常営業

お忘れでないですか？ 消費税届出

建物の取得や多額の設備投資を行った場合、届出により納付する消費税額が大幅に減少したり、または還付を受けられる可能性があります。

この届出は法人であれば適用を受ける期の前期末、個人であれば適用を受ける年の前年末が提出期限であるため、建物の建設や設備投資が完了した後から適用を受けることはできません。届出にあたっては有利不利判定のための試算が必要となる場合が多いため、ご相談はお早めに。

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
所在地 東京都日野市豊田4-14-14
代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
税理士 川越 国広 佐々木 安久
牧 麻美
営業時間 午前9時から午後5時
定休日 土・日・祝日
アクセス JR中央線豊田駅南口より
徒歩7分
駐車場 あり

お電話でのお問合せは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



ホームページは…

山口浜屋

検索

Eメールは…

info@yh.z.ecnet.jp